



目次

1 司法分野において社会福祉士が 求められている役割	2 ~ 4
2 新人社会福祉士の紹介	5
3 ベテラン社会福祉士の視点	6 ~ 7
4 地区支部からのお知らせ	8 ~ 9
5 Breaktime ~三択クイズ~ 事務局からのお知らせ	10 10

— 会員の動向（12月31日現在） —

- 総会員数 1,848名
- 入会率 15.14%
- 新入会員数（転入含） 90名（累計）
- 退会員数（転出含） 9名（累計）

発行人 出町 勇人
 発行所 事務局
 編集 企画総務委員会
 （委員長 綱渕 美穂）

— 会員の皆様へ —

LINE公式アカウント、
公式Facebook未登録の方は
ぜひご登録ください。



LINE公式アカウント



公式Facebook（フェイスブック）
[\(https://www.facebook.com/hokkaidocsw/\)](https://www.facebook.com/hokkaidocsw/)



〒060-0002
 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7 4階
 TEL.011-213-1313 FAX 011-213-1314
 メールアドレス info@hokkaido-csw.or.jp



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方に基づき、
より多くの人に見やすく読みまちがえにくい
デザインの文字を採用しています。

【司法分野において社会福祉士が求められている役割】

公益社団法人北海道社会福祉士会
司法分野との連携特別委員会 委員長 久保田 眞弓

社会福祉士養成課程における、「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」(平成30年3月27日社会保障審議会福祉人材確保専門委員会報告書)において、「地域共生社会の実現に向けて求められる、複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制や地域住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制の構築に必要なソーシャルワークの機能を社会福祉士が担うために必要な実践能力を明らかにし、その能力を身につけることができるよう、社会福祉士の養成カリキュラム等の見直しを検討すべきである。」とされました。

その中には、司法領域に関する教育内容の見直し及び時間数の拡充として、司法と福祉の更なる連携を促進し、司法領域において社会福祉士が求められる役割を果たすことができるよう、現行の「更生保護」を基礎として教育内容の見直しを行うとともに、時間数を拡充し、社会福祉士と精神保健福祉士の共通科目として「刑事司法と福祉」が創設されています。

令和3年度から新カリキュラムの導入が始まり、第37回実施の国家試験から適応実施されることとなりました。

すでに有資格者である会員のみなさんにとって、司法領域といえは更生保護の専門科目のカリキュラムのひとつとして学び、国家試験では4問程度の出題であったことから、実際に社会福祉士としては学びの少ない分野のひとつであったと考えられますが、この改定により専門職として求められている包括的支援において、司法領域の中でも社会福祉士としての実践能力が重要な

位置づけとされていることが明確化されました。

科目	
共通科目	医学概論
	心理学と心理的支援
	社会学と社会システム
	社会福祉の原理と政策
	地域福祉と包括的支援体制
	社会保障
	障害者福祉
	権利擁護を支える法制度
	刑事司法と福祉
	社会福祉調査の基礎
	ソーシャルワークの基盤と専門職
	ソーシャルワークの理論と方法
	専門科目 (社会福祉士)
児童・家庭福祉	
貧困に対する支援	
保健医療と福祉	
福祉サービスの組織と経営	
ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	

(社会福祉士国試対策HPより一部抜粋)

これをふまえて、なぜ司法領域において社会福祉士専門職としての知識と能力が必要とされているのか、現行カリキュラムで学んだみなさんにも自己研鑽のひとつとして、知識をより深める参考にしていただきたいと考え、委員会の活動を紹介させていただきます。

【司法分野との特別連携委員会】

日本社会福祉士会が実施主体である、「司法分野における社会福祉士の関与のあり方に関する連携スキーム検討事業(モデル事業)」に平成26年に参加・協力するために設置し、札幌地区(犯罪発生率の高い都市部)における被疑者、被告段階の福祉的支援(いわゆる「入り口」支援)を行う際の司法関係者(弁護士、検察庁等)と社会福祉士の連携のあり方や、「入り口」のみで問題解決に結びつかず、「出口」支援のあり方も含めて課題・問題点を一定程度明らかにしました。

モデル事業は平成26年度をもって終了となりましたが、高齢者・知的障がい者に関

する、「入り口支援」を中心とした事案に関わる組織間連携のあり方、支援を円滑に行う諸条件の整備は、すでに札幌以外の地域においても重要な課題となっていることから、令和27年度以降も本特別委員会を引き続き設置し、これらに対応することとなりました。

○具体的な実施事業

被疑者・被告人等の支援に係る司法分野との連携に関すること全般

- 1 弁護士から入り口段階等での福祉的支援要請があった場合の対応及び仕組みづくりの検討
- 2 地方検察庁から入り口支援段階等での福祉的支援要請があった場合の対応及び仕組みづくりの検討
- 3 研修会の開催（現在、認定研修の他に年2回研修会を実施）
- 4 各地区支部における司法分野との連携に関する情報の共有
- 5 その他
令和元年度から認定研修リーガルソーシャルワーク研修実施
北海道再犯防止推進会議構成員として参加 など

【福祉的支援要請のひとつである更生支援計画書の作成について】

更生支援計画の目的は、対象者の今後の生活の精神的な基盤、生活の基盤をすることで、再犯をせず、安心して生活できる環境を実現することにあります。

その目的を達成するためには、具体的にどのような福祉的サービスを利用できるか、どの機関と連携を取ることができるかといった福祉専門職の知見が必要で、本人はもちろん、ご家族やこれまでの支援者の話などを聞きながら作成していきます。

○更生支援計画策定から実践の流れ

- 1 弁護士から福祉専門職へ相談依頼

- 2 福祉専門職と弁護士とが打ち合わせ
- 3 福祉専門職と本人の面会・打ち合わせ
- 4 ご家族を含む支援者、医師等からの情報収集
- 5 アセスメント
- 6 更生支援計画の検討・作成
- 7 更生支援計画の立証（裁判（捜査機関）への提出＋福祉専門職の出廷等）
最終的な処分を決定する裁判官や検察官に対し、更生支援計画を示し、内容を説明することで、支援の内容を十分に理解していただき、それを踏まえた処分を検討していただきます。
- 8 更生支援計画の実践

本人と福祉専門職、支援者、弁護士が意見交換をしながら、みんなで本人のベストな環境を考え形にしていくことが重要です。これまで支援者には加わっていなかった機関と連携を取り、支援の輪に加わってもらうこともよくあります。

本人の生きづらさを解消し、安心して生活できる環境を整えることで、再犯リスクを低下させることが更生支援計画の目的です。一方で、刑事手続きの中では、「再犯可能性」の有無・程度が、最終的な処分結果を左右する場合があります。

たとえば、執行猶予付きの判決が見込まれる事案であっても、裁判官は、同種の再犯リスクが高度にあると判断した場合には、執行猶予期間を長期間にし、保護観察付の執行猶予判決を選択するおそれもあります。そのような判断があり得るケースで、今回の事件を起こしてしまった原因を分析し、既に依頼者には、再犯リスクが高まったときに、それを防ぐことのできる支援者がいることなど、再犯防止のための環境が整っている事実を、更生支援計画で立証することは有効です。更生支援計画を通して、再犯リスクの低下を伝えることで、裁判官

や検察官に、それを踏まえた最終的な判断をしてもらうことができます。

「再犯防止に向けた総合対策」における取組等（概要） 資料4-1

【法務省矯正局関連施策抜粋】

1 対象者の特性に応じた指導や支援を強化する

【少年・若年者・初入者】

- 少年鑑別所における法務省式ケースアセスメントツールの開発
- 少年院においてチームティーチング体制を構築
- 少年院在院者の処遇について、保護観察所との行動連携の充実を図るため、処遇ケース検討会を継続的に開催（開催回数59回）
- 少年院在院者の保護者に対する措置の実施状況を調査し、保護者との面会の充実を図るため、具体的な実施方法を検討
- 少年院における在院者の問題性に着目した矯正教育プログラムを作成
- 刑事施設における教育支援スタッフの配置や高等学校程度認定試験学習用教材の整備の継続

【今後の取組】

- 少年鑑別所における法務省式ケースアセスメントツールを活用した少年保護手続を縦貫した鑑別を必要に応じて実施
- 少年院のチームティーチング体制を検討し、実施体制を充実
- 少年院における処遇ケース検討会の実施規模の拡大の検討
- 少年院在院者の保護者に対する措置の効果的実施等の検討及び保護者参加型プログラムの策定
- 少年院における矯正教育プログラムの試行、効果検証
- 刑事施設における教育支援スタッフの配置や高等学校程度認定試験学習用教材の整備の継続

【高齢者又は障害者】

- 刑事施設における社会復帰支援のための標準的なプログラム策定のために、自主的にプログラムを実施している刑務所の実情を調査し、プログラム策定のための参考資料を収集

【女性】

- 刑事施設のパイロット施設（女子）において、薬物依存に関する専門的プログラム及びリスクアセスメントツールの試行を実施
- 刑事施設におけるグループワーク実施体制の整備のため、教育専門官の配置を検討
- 女子少年院の職員を対象とした被虐待体験を扱う指導に係る研修を実施するとともに、効果的な指導プログラムの策定について検討（継続中）

【今後の取組】

- 刑事施設における標準的な社会復帰プログラムを策定し、実施する際の課題について明確化

【今後の取組】

- 女子刑務所における薬物依存以外の女子特有の問題性に応じた処遇内容を検討する仕組みの構築
- 女子刑務所及び女子少年院における心の外傷、摂食障害、自傷行為等の精神的な課題性に応じた指導プログラムの策定

【薬物依存者】

- 刑事施設のパイロット施設において、専門的プログラム及びリスクアセスメントツールの試行を実施
- 刑事施設におけるグループワーク実施体制の整備のため、教育専門官の配置の拡充を検討

【性犯罪者】

- 統計的手法を用いて刑務所におけるプログラムの受講と再犯の関連を分析する処遇効果検証を行い、検証結果を公表

【今後の取組】

- 専門的プログラム及びリスクアセスメントツールを試行し、その結果を踏まえて同ツールの改良と必要に応じた刑事施設における実施体制を整備

【今後の取組】

- 処遇効果検証から明らかとなった課題に関して刑務所におけるプログラムの内容・実施体制を充実

1 対象者の特性に応じた指導や支援を強化する

【暴力団関係者等再犯リスクの高い者】

- 暴力団離脱試行結果の取りまとめ及び検証を実施
- 全国3刑事施設を試行施設として指定し、暴力防止プログラムを試行
- 交通事犯以外のアルコール依存の問題を抱えた受刑者に対する指導として、一般改善指導としてのアルコール依存回復プログラムを4施設において、民間自助グループとの連携を推進しながら試行的に実施

【今後の取組】

- 見出された課題に基づき今後の展開について検討
- 暴力防止プログラムの試行・検討及び試行結果の検証を進め、試行施設以外の刑事施設に同プログラムの展開を検討
- アルコール依存回復プログラムの試行結果の検証を進め、試行施設以外の刑事施設に同プログラムの展開を検討

2 社会における「居場所」と「出番」を作る

【就労の確保】

- 受刑者の就労支援体制の充実を図るため、医療刑務所及び拘留所に就労支援スタッフの配置の拡充を検討
- 協力雇用主等のアンケート調査等を踏まえ、農業園芸科職業訓練の拡大、職業訓練カリキュラムに社会常識を付与する構築を新規に導入する等、職業訓練科目等の拡充を実施

【犯罪被害者に関連した指導】

- 刑事施設の指導担当職員に対して、犯罪被害者支援団体を招へいして研修を実施

【今後の取組】

- 刑事施設における就労支援スタッフのより効果的な活用について検討
- 民間企業の協力・支援を活用した刑事施設における就労支援の推進

【今後の取組】

- 刑事施設における犯罪被害者支援団体との連携の在り方について検討

【短期釈放者等に対する支援】

- 各施設における短期釈放受刑者に対する指導体制について調査を実施し、その結果を踏まえて指導体制の見直しについて検討（継続中）
- 少年院の法務教官による少年院出院者への助言の試行を継続し、試行の対象管区を3管区に拡大
- 少年鑑別所による地域一般の方からの非行及び犯罪に関する相談の実施

【今後の取組】

- 検討を踏まえ、刑事施設における指導体制の見直しを行い、試行を実施
- 少年院の法務教官による少年院出院者への助言の試行範囲を拡大し、助言・指導の枠組を構築
- 少年鑑別所による地域の相談関係機関とのネットワークへの積極的な参画

凶悪な犯行がニュースで流れる昨今ですが、その一方で犯人とされる人物の抱えていた生きづらさにも視線が向けられるようになってきました。被害者が存在する限り、どのような理由があっても行ってはいけない行為ではありますが、その抱えている生きづらさへの気づきが、今後の被疑者、被告人さらには被害者への支援につなげることができる。さまざまな知見を持つ社会福祉士として、どの職域においても活躍していただけるよう、今後も発信を続けていきたいと考えています。

【お知らせ】

①長引くコロナ禍の生活様式により犯罪傾向にも変化があることが調査により発表されています。興味をもたれた方は、法務省のホームページ二次元コードから確認ください。

「令和4年度犯罪白書」

—新型コロナウイルス感染症と刑事政策—
—犯罪者・非行少年の生活意識と価値観—
法務総合研究所 法務省ホームページより

https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00118.html



②学習会開催

「2022年度司法分野における社会福祉士の在り方～基本編～」

日 時：2023年2月19日(日)

オンライン（Zoom使用）

参加費：無料

窃盗を繰り返す障がい者について、当委員会委員による寸劇を通して支援の実際と手続き等を楽しみながら学んでいただく学習会を予定しています。

是非、多くのお申し込みをお待ちしております。

【新人社会福祉士の紹介】①

氏名：日高 朋美
(30代前半)

所属：道央地区支部

厚別区第1地域包括
支援センター



【新人社会福祉士の紹介】②

氏名：伊勢田和也 (30歳)

所属：日胆地区支部

苫小牧市明野地域包括
支援センター



令和4年より入会させて頂きました日高朋美と申します。

社会福祉士実習指導者を行うにあたり、新カリキュラムに対応した内容をより深く学びたいと考えたことが入会の理由でした。研修では、社会福祉士に求められる役割など、自分では漠然と考えていたものを再度確認することができました。

現在、私は、札幌市内にあります地域包括支援センターで社会福祉士として勤務しています。地域包括支援センターの社会福祉士の仕事は、「いつまでも自分らしく暮らしていくこと」をサポートする役割だと考えています。地域の皆様が生活の中で困りごとが発生した時、ご本人にとって何が自分らしい生活なのかを考えていくことが難しくなる時があります。そのような時は、利用者の思いやこれまで生きてきた中で大切にしてきたことに耳を傾けることを大切にしていきたいと考えております。

社会福祉士会ではソーシャルワークの実践能力を高めるために必要な研修を開催しているため研修に参加し、そこで学んだことを日々の支援に活かしていくことやセンター内で共有していき内部でもソーシャルワークの実践能力を高めていくことができると考えております。

さっそくですが、私は札幌にある大学を卒業後、縁もゆかりもない土地の苫小牧市に就職しました。市内の病院の医療ソーシャルワーカーとして働き始め、外来や一般病棟・回復期リハビリテーション病棟の患者支援に約5年間携わり、面接技術を学びました。3年前に同法人の地域包括支援センターへ異動となり（悪いことをしたのではなく、希望をして）、包括配属に伴い、本会へ入会しています。

職能団体の活動はどちらからと言えども道医療ソーシャルワーカー協会を主として支部事業に参画していますが、これからは本会の先輩方に見習い、社会福祉士としての研鑽を積んでいきたいと考えています。

たくさんの道内・日胆地区支部内の社会福祉士の皆さまと研修（お酒有の懇親会）ができる日が来るのを楽しみに、自身の技術を磨きながら日々の実践を頑張っております。

どうぞよろしく申し上げます。懸賞あたりますように！



【ベテラン社会福祉士の視点】①

「新しい自分に出会う」

氏名：関川 敏江（65歳）

所属：道南地区支部



一年を振り返り、新しい年への思いをはせる時、たった一年前でも何をして何を思ってきたかが意外と思い出せないものと感じます。あれこれあったことも多分乗り越えられたと言うことかもしれません。

そんな私がうん十年前の自身のタイムカプセルをちょっとだけ覗いて見たいと思いました。

「措置から契約へ」と介護保険法がスタートした年に特養の相談員に抜擢され、それまで事務員だった自身の運命が急展開したことを昨日のこのように覚えています。当時の寮母（特に中年の）達から「あんたに何が出来るの」と真正面から罵倒され、開いた口が塞がらないこともありましたが、実績がないことでは「そう思われて当然」とあっさりと「ごっくん」したことには笑ってしまいました。怒りや泣き笑いなどなど色々ありましたが、現場の醍醐味を味わうことができ、相談員に転職できたことを嬉しく思いました。

当時は社会福祉主事の資格での相談員でしたが、段々と求められることもあり通信大学を卒業し社会福祉士を取得しました。その後はあれやこれやと認定社会福祉士に到達し現在に至っております。認定社会福祉士になったらリフカーの言う「子どもを守るパズルの1ピース」として子ども虐待

に専門的に携わっていきたいと思っていましたが、現実には家族の介護が必須となり最優先しております。

社会福祉士会の活動も現職の頃は会議にも参加できず、幽霊会員でしたが、定年退職し嘱託になってからやっと会議にも参加でき、その頃から専門職後見人として成年後見活動も担っております。現在は仕事を退職し、家族の介護をしながら成年後見活動しておりますが、今まで高齢分野専門ただけに成年後見活動はあまりにもスタンスが広くグローバルで、私にとっては新しいジャンルとの戦いみたいなものです。たとえば被補助人から10ヶ月も着信拒否をされたりなど理由はともかく、今までの自分の世界ではあり得ないこととショックな一面もありました。また不動産の処分のことなどわからないことが多々あり、諸先輩に助けて頂き、日々勉強させて頂いております。これからも成年後見活動を通し色々な方との出会いを大切に「新しい自分に出会う」を目標に柔軟な姿勢で自分がやりたいことと向き合っていきたいと思っております。



【ベテラン社会福祉士の視点】②

氏名：箭原 実 (54歳)

所属：道北地区支部

社会福祉法人

旭川春光会セルフ豊里



「ベテラン・・・」という言葉に戸惑いを感じる自分は工業系の専門学校卒で、福祉とはまったくの畑違いでした。一度は一般企業の技術職に就きましたが、寝たきりの祖母とその介護をする母の姿をみて育ち、学生時代には、親元を離れ入所（入院）生活を送る幼い肢体不自由児たちとの交流から、いわゆる「普通の社会」の理想と現実とのギャップに心を揺さぶられ、それが自分を福祉関係の仕事に向かわせた原動力となりました。

しかしいくらそれを望んでいても、学歴や知識、経験もない自分にとってその糸口すら見つからないまま時間が過ぎる中、学生時代のボランティア活動でお世話になった今の先輩社会福祉士をはじめ、かかわっていた諸先輩方の伝手で、思い望んでいた福祉関係の仕事に就くことができました。これは本当に幸運だったと思います。

そして、感覚的なものしかない自分にとって、専門的な知識や技術を身につけることがこの仕事を続けるための必須条件と考え、その目標を社会福祉士の取得として掲げ、いろいろな人の支えを受けて達成することができました。

特に試験間近には先輩社会福祉士との懇談の機会をいただき、傾向と対策、学習方法などたくさんの貴重なアドバイスをいただき本当に助かりました。

社会福祉士として仕事をすることは、言

うまでもなく当事者や相談者側に立てば、その資格に対する信頼もついてきます。「いま、ここで」の面接が相談者の人生を大きく左右すること、その最善を尽くすために自分が持つべき知識や技術は広く、深いことを自覚すること、さらには時間が経つにつれどんどん変化していく制度や規範、常識や手法に対応していかなければならないこと、常に倫理観の確立を追い求め、社会福祉士としての責任を果たすために、日々研鑽していかなければならないと感じるところです。

とはいえ、自分を振り返れば、数年前に変化した生涯学習制度にうまくついていけず、すっかり足踏み状態。視力も老眼がすすみIT機器の操作も少しずつ自信がなくなってきました。集中も続かず記憶力や体力の衰えを感じつつ、現状維持が精いっぱいなのがこの頃の実態・・・。

そんな自分が常日頃思っていることは、歳は関係なく、謙虚にこれからもいろいろな人とつながり、人から学ぼうということです。

最近の対象や課題も多様化・複雑化し、広く深い最新の知識と技術に依拠した対応が求められているように感じます。多様な年代と分野にわたる専門職で構成されている人材豊富な職能団体であることが社会福祉士会の強みです。だからこそ、時代の変化に対し、スキルを持ち寄り、補い合い、柔軟に対応していけるようなしくみや体制づくりが重要だと思います。

人のしあわせに思いを寄せ、社会福祉士の資格取得の壁を越えてきた者同士、ひととのつながりを大切にして、これからもともに学び合い、高め合って歩んでいきたいと思っています。

【地区支部からのお知らせ】

【道央地区支部】

3月4日(土) 10:00～12:00

会員サロン『ヤングケアラー支援と社会福祉士の役割』

講師 北海道社会福祉協議会
ケアラー支援推進センター長
中村 健治 氏

4月22日(土) 10:00～12:00

会員サロン『市町村における権利擁護ネットワークの構築－成年後見制度見直しに向けた最新情報－』

講師 北海道社会福祉協議会
成年後見制度推進
バックアップセンター運営委員
中村 健治 氏

5月20日(土) 10:00～12:00

会員サロン『幼保連携型認定こども園におけるソーシャルワーク機能』

講師 しんことに清香こども園
園長 中居 知子 氏

6月10日(土) 9:30～11:00

社会福祉セミナー
『ソーシャルワークについて考える－社会福祉士の役割をふまえて－』

講師 日本医療大学総合福祉学部
教授 笹岡 眞弓 氏

6月10日(土) 11:10～12:00

道央地区支部全体会（総会）
会場は社会福祉総合センター（札幌市中央区大通西19丁目1番1号）

※ただし、4月22日のみ美唄市総合福祉センター（美唄市西3条南3丁目）

詳細は、道央地区支部ホームページをご覧ください。

【道北地区支部】

道北地区支部では、現在も各種研修・勉強会等をオンラインで実施しています。10月13日には「地域包括支援センター地域づくり研修会」、12月7日には「養介護施設従事者等による高齢者虐待対応研修」を、翌12月8日には「道北地区支部司法福祉委員会研修会」を、それぞれオンライン形式により実施しています。今後も、オンライン活用を基本としつつ、その時々状況を踏まえながら、各種研修・勉強会等を実施していく予定です。

【道南地区支部】

年間テーマに「権利擁護」を掲げた定例学習会では、9月「子どもの権利を守るために－取り巻く環境から今を学ぶ－」に、道央地区支部の阿部弘美氏（オフィス・チカプ）を講師にZoomで実施、また、11月「ひきこもりの理解について再考する～「あさがお」の実践を通じた当事者家族からのメッセージ～」と題し、ひきこもり家族交流会の安藤とし子・野村俊幸両氏を講師にハイブリット形式で実施しました。いずれも、当事者・家族の置かれる現状や課題を取り上げ、理解を深める機会としました。また、函館弁護士会と共催の2つの学習会を再開しました。一つが刑事弁護等を巡る司法と福祉の連携学習会で、8月から3回開催。また、成年後見事例検討会を11月

Zoom開催しました。特に前者は、支部会員参加が増加傾向にあり、関心の高さが現れており事業継続を目指しています。

【日胆地区支部】

- ①10月20日に多職種連携強化・促進事業研修を開催しました。高齢分野、障がい分野、重層的支援でそれぞれの現場から実践発表をいただき、専門職の横断的な連携を促進するために、それぞれの役割や視点を理解しあう必要性を共有しました。
- ②12月16日に地域アセスメント力向上研修を開催しました。北星学園大学社会福祉学部福祉臨床学科の畑亮輔さまを講師に招き、コロナによる地域の変化と地域アセスメントをテーマに講義・演習を行っています。Google Mapを活用した演習で、地域を鳥瞰的に捉えることで新しい気づきを共有しています。

【十勝地区支部】

12月22日にSWカフェと意見交換会をオンラインで開催しました。全体では11名の参加があり、SWカフェでは「こんな社会福祉士になりたい」をテーマに、日ごろの業務を通じて感じていることや自分の周りで活躍する社会福祉士についてなどお話ししていただきました。意見交換会では次年度の事業計画について話し合われました。

2月25日には「司法と福祉の連携を深めるための研修会」をオンラインで開催します。医師、弁護士、社会福祉士それぞれの立場から、犯罪を犯す前あるいは犯した後

にその方にどのような支援が必要かを考えます。

【オホーツク地区支部】

12月16日に第2回会員学習会として、“基礎研修・成年後見人材育成研修について”“成年後見業務について”学びを深めています。少人数の参加でしたが、終了後にオンラインでの懇親会も行い、活発な交流の機会ともなりました。

2023年2月16日は、虐待対応研修として、北見市保健福祉部よりお二人の方に講演をいただきます。今後の予定としては、地区支部「社会福祉セミナー」を企画しています。地域共生をテーマに講師と調整中です。みなさま、奮ってご参加ください。

【釧根地区支部】

釧根地区支部では、「つながり」を大切にすることをテーマに会員同士の業務内容の実践報告を3回に分けて開催しました。

所属している職場としては集合研修には参加できないという会員の声もあったことから3回ともオンライン開催としました。

第1回目は地域包括支援センターと私」(報告者：多田委代会員)。第2回目は「役場(福祉課)と私」(報告者：澤田憲一会員)。第3回目は「医療機関と私」(多田摩由美会員)として、3名に報告をしていただきました。

普段の業務や課題、悩みを改め聞くことで報告者がより身近に感じることができました。

【Break time ～三択クイズ～】

Q. ○○○○計画の目的は、本人の生きづらさを解消し、安心して生活できる環境を整えることで、再犯リスクを低下させることです。
○に入るのはどれでしょう？

- ①地域福祉 ②就労支援 ③更生支援

正解者の中から抽選で3名様に、3千円相当の景品をプレゼントします。
回答及び当選者は次号に掲載します。

【応募方法】

応募フォームまたはメール・FAX・郵送でご応募ください。

応募フォームはこちら⇒<https://forms.gle/sPapNKG6YZcKHaML8>

<メール・FAX・郵送の場合>

件名を「懸賞について」とし、①氏名 ②会員番号 ③答え ④本誌の感想などを記載しご応募ください。

応募締切：2023年3月15日(水) ※消印有効

応募先：北海道社会福祉士会事務局（表紙に記載）



【前号の答え】 =①DWAT

※選択肢のDPATは災害派遣精神医療チーム、DMATは災害派遣医療チームの略語です。

【前号の当選者】

伊勢田和也さん（日胆支部）、木村 優貴さん（道央支部）、
山崎加代子さん（道央支部）

以上の3名でした。おめでとうございます！



【事務局からのお知らせ】

2023年度の年会費の引き落としは、4月27日となります。
口座残高の確認をお願いいたします。

本会では現在、入会初年度の年会費を無料とするキャンペーンを行っています。

2023年度は、年度中に30歳を超えない方（1993年4月1日以降生まれ）が対象です。まだ入会されていない社会福祉士さんが周りにいらっしゃいましたら、ぜひお声かけください。

なお、このキャンペーンは2024年度まで実施予定です。

